

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の実母である被相続人（申立人らが相続）について、①平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し、障害（身体障害等級1級）及び要介護を理由として月額10万円の賠償を認めるとともに、申立人妻に対し、被相続人の介護を理由として月額6万円の賠償を認めたほか、②長年生活をしてきた自宅から避難したことにより視力障害を有する被相続人の生活全般の介護が必要となったため、申立人妻の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人妻に対し、直接請求手続での既払分以降の平成28年3月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成30年10月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は7割から3割に漸減）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和3年2月〇日に死亡し、申立人らが被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金617万8300円の支払い義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月1日

(仲介委員 永山 在浩)

別紙

令和〇年〇号

損害項目		期 間	金 額
被相続人分	日常生活阻害慰謝料増額分 (障害、要介護)	H29. 6. 1~H30. 3. 31	1, 000, 000
申立人 X 1 分	日常生活阻害慰謝料増額分 (被相続人の介護)	H29. 6. 1~H30. 3. 31	600, 000
	就労不能損害 (生命身体的損 害にかかる就労不能損害)	H28. 3. 1~H30. 10. 31	4, 378, 300
申立人 X 2 分	財物損害 (仏壇)		200, 000
合 計			6, 178, 300